

屋外広告物許可等手数料について

旭川市屋外広告物許可等手数料は、下記のとおりです。

区分			単位	金額
固定広告物	地上広告物, 屋 上 広 告 物 又 は 壁 面 広 告 物	照明無	表示面積 5 平方 メートルにつき	1,000 円
		照明有	表示面積 5 平方 メートルにつき	1,380 円
簡易広告物	はり紙		50 枚につき	300 円
	はり札		1 枚につき	220 円
	立看板		1 枚につき	910 円
	アドバルーン広告物		1 個につき	1,700 円
	広告幕及び広告網		1 枚につき	650 円
	のぼり及び旗		1 枚につき	650 円
	電柱広告物		1 個につき	300 円
移動広告物	広告車		1 台につき	1,910 円
	車体利用広告		1 台につき	1,810 円
屋外広告業登録手数料			1 件につき	9,420 円
屋外広告物講習会受講手数料				3,010 円

<お問合せ>

〒070-8525 旭川市 7 条通 10 丁目 第二庁舎 3 階 旭川市建築部建築総務課

電話：0166-25-9842 FAX：0166-27-3466 E-mail：okugai@city.asahikawa.hokkaido.jp